



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1362	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	1
1363	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課).....	2
1364	木材業者等の登録	(林業振興課).....	2
1365	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	3
1366	〃	(〃).....	3
1367	〃	(〃).....	3
1368	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
1369	道路の供用開始	(〃).....	4
1370	道路の区域変更	(〃).....	4
1371	道路の供用開始	(〃).....	4
1372	和歌山都市計画道路事業の事業計画の認可	(道路建設課).....	5
1373	〃	(〃).....	5

告 示

和歌山県告示第1362号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成28年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーエバグリーンプラス和歌山北インター店
和歌山県和歌山市直川274番1外
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 変更した事項
(1)大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称)スーパーエバグリーン直川店
和歌山県和歌山市直川274番1外
(変更後)スーパーエバグリーンプラス和歌山北インター店

和歌山県和歌山市直川274番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

4 変更年月日

(1) 平成23年11月16日

(2) (3) 平成27年2月21日

5 変更した理由

(1) 店舗名称の正式決定のため

(2) (3) 商号変更のため

6 届出年月日

平成28年11月24日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成28年12月6日から平成29年4月6日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1363号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年11月28日に認可した。

平成28年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第82号-1	御坊市名田町野島字北谷4259
平成28年度第82号-2	御坊市湯川町富安字皿田1320-1外3筆

和歌山県告示第1364号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成28年12月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
		5002	平成 28. 11. 1	日高郡印南町美里52	有限会社ワコー産業 代表取締役 山本雅弘	チップ	日高郡印南町美里52
5004	5006		平成 28. 11. 1	日高郡日高川町大字寒 川223番地	紀中森林組合 代表理事組合長 山本羨 也	木材・製材	日高郡日高川町大字高 津尾1115番地

和歌山県告示第1365号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字田尻字本谷542の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1366号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字田尻字本谷548の7、548の25
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1367号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成28年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字田尻字本谷548の2・548の32・548の33（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 広川川辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡広川町大字前田字葛箆河699番1地先から同町大字前田字葛箆河698番1地先まで	旧	11.34 } 14.57	89.38	
同上	新	16.14 } 22.45	89.38	

和歌山県告示第1369号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 広川川辺線

供用開始の区間 有田郡広川町大字前田字葛箆河699番1地先から同町大字前田字葛箆河698番1地先まで

供用開始の期日 平成28年12月6日

和歌山県告示第1370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 生石公園線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字中字中ノ戸810番地先から同町大字瀬井字福生山54番1地先まで	旧	5.80 } 16.49	41.90	
同上	新	7.48 } 17.62	41.90	

和歌山県告示第1371号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 生石公園線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字中ノ戸810番地先から同町大字瀬井字福生山54番1地先まで

供用開始の期日 平成28年12月6日

和歌山県告示第1372号

和歌山都市計画道路事業の事業計画については、平成28年11月28付け国近整計管和都業第1号で認可されたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業3・2・6号南港山東線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

(「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1373号

和歌山都市計画道路事業の事業計画については、平成28年11月28日付け国近整計管和都業第3号で認可されたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年12月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業3・3・7号西脇山口線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

(「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)